

# 高齢者保険事業室 からのお知らせ



新しい後期高齢者  
医療被保険者証を  
お送りします

8月1日から  
新しく



8月1日から、後期高齢者  
医療保険の被保険者証が新し  
くなります。

新しい被保  
険者証は、原  
則として簡易  
書留で7月中  
にお送りします。



有効期間は、翌年の7月31  
日までとなりますので、大切に  
ご使用ください。

## 保険料の算定方法

保険料は、被保険者全員が等し  
く負担する「均等割額」と所得に  
応じた「所得割額」を合計して、個  
人単位で計算されます。



平成22・23年度は  
均等割額40,300円  
所得割率7.75%となります

(平成20・21年度は 均等割額42,530円  
所得割率7.96%)

※平成22年度の個人の保険料は、7月中旬に通知します。

均等割額と所得割率は、埼玉県の後期高齢者医療制度  
の運営主体である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」  
により2年ごとに決められます。

### 年間保険料

(限度額50万円)

=

### 均等割額

一人当たり  
40,300円

+

### 所得割額

前年の総所得金額等一  
基礎控除額33万円  
×  
所得割率 7.75%

## 保険料の納付方法

後期高齢者医療制度では、  
被保険者全員に保険料を納めて  
いただきます。

保険料は原則として年金から  
の天引き（特別徴収）となりま  
すが、次のかたは納付書または  
口座振替などで納めていただき  
ます（普通徴収）。



●年金の受給額が年額 18万円  
未満のかた

●介護保険料と後期高齢者医療  
保険料を合わせた額が年金額  
の2分の1を超えるかた

●介護保険料が年金から天引き  
されていないかた  
※年度途中で新規加入されたか  
たは、当初は納付書でのお支  
払い（普通徴収）となります。

○普通徴収の納期は7月・8月・9月・  
10月・11月・12月・1月・2月の8期  
です。

○納付書でのお支払いを口座振替に変更  
する場合は、送付された納付書裏面に  
記載の金融機関に直接お申し込みくだ  
さい。

※普通徴収（納付書）のかたには、保  
険料の納め忘れがない口座振替をお  
すすめします。

○年金からの天引き（特別徴収）を希望  
により口座振替に変更することもでき  
ます。